

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年二月五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十八号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成十年十月奈良県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

附 則

この条例は、令和三年六月九日から施行する。